

農林水産業・地域の活力創造プラン（抜粋）

平成28年11月29日 改訂
農林水産業・地域の活力創造本部

Ⅲ 政策の展開方向

6. 更なる農業の競争力強化のための改革

農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。このため、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革をはじめとして、土地改良制度の見直し、全ての加工食品への原料原産地表示の導入等、生産から流通・加工、消費まであらゆる面での構造改革を進め、更なる農業の競争力強化を実現する。

＜展開する施策＞「農業競争力強化プログラム」（別紙6）参照

⑦ 収入保険制度の導入

Ⅴ 具体的施策

6. 更なる農業の競争力強化のための改革

⑦ 収入保険制度の導入

- ・ 収入保険制度については、以下を基本的仕組みとして導入
 - ア 対象者は、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者
 - イ 対象収入は、農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体
 - ウ 対象要因は、自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない農業収入の減少を補償
 - エ 補償内容については、農業者ごとに過去5年間の平均収入を基本とし、当年の営農計画等を考慮して基準収入を設定。農業者ごとの当年の収入が基準収入の一定割合を下回った場合に、その一定割合を補填。掛捨ての保険方式と掛捨てとにならない積立方式を組み合わせ
 - オ 収入減少を補填する機能を有する類似制度との関係については、選択加入とすることが原則。ただし、収入減少だけでなくコスト増も補填する肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン）等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵については、収入保険制度の対象外
 - カ 実施主体は、①母集団を確保するため、全国をカバーできる事業エリアを有していること、②保険制度を公正に運営するため、農産物の価格形成や販売等に関与していないこと、③保険業務に関するノウハウを有していること、④農業に関する知識を有していることの4つの要件を満たす必要。この観点から、農業共済団体が新たに設立する全国組織を念頭において法案の準備を進める。実施主体は、農業者へのサービス向上を図るため、民間損害保険会社と積極的に連携
- ・ 農業災害補償制度については、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、農作物共済（米麦）の当然加入制、一筆方式等の引受方式、家畜共済の事務手続き、共済掛金の設定方法等について見直し。併せて、農業共済団体について、組織の効率化やガバナンスの強化が図られるよう見直し

農業競争力強化プログラム（抜粋）

7 収入保険制度の導入

＜収入保険制度の基本的考え方＞

- ・ 現行の農業災害補償制度は、
 - ① 自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外
 - ② 対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていないなど、農業経営全体を一括してカバーするセーフティネットとなっていない。
- ・ 他方、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要がある。
- ・ 収入保険制度は、このような農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として仕組む。
- ・ 収入保険制度の具体的な仕組みは、別記1のとおりとする。
- ・ なお、制度の趣旨を適切に表現する名称（例えば「農業経営サポート保険」）を検討する。

＜収入保険制度と類似制度との関係＞

- ・ 収入保険制度と類似制度との関係については、それぞれの制度の対象者、補償内容等が異なる中で、国費の二重助成を避けつつ、農業者がそれぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットを利用できるよう、選択加入とする。
- ・ ただし、収入減少だけでなくコスト増も補填する肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン）等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵については、収入保険制度の対象品目とはしないで、それらと他の品目との複合経営を行っている場合に、他の品目部分のみ収入保険制度の対象とする。

（注）なお、主食用米の需要に応じた生産については、現在、水田フル活用への支援、需給情報の適切な提供等の取組が行われており、これらの対策を引き続き推進する。

＜農業災害補償制度の見直しの基本的考え方＞

- ・ 農業災害補償制度については、農業者の減少・高齢化、保険ニーズの多様化等時代の変化を踏まえ、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、別記2のとおり見直しを行う。

＜加入促進と円滑な移行のための措置＞

- ・ 「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築していくため、収入保険制度又は農業災害補償制度への加入を促進する。特に、収入保険制度については、新制度の発足でもあり、早期に適正規模を確保する必要があることから、ＪＡ、農業委員会などの関係組織と連携して、きめ細かく推進する。
- ・ また、農業災害補償制度の加入者が、新設される収入保険制度等に円滑に移行できるようにするため、以下のような措置を講ずる。
 - ① 収入保険制度については、青色申告の実績が加入申請時に１年分あれば加入できるようにする。
 - ② 特に水稻共済において現在加入者が多い一筆方式については、廃止までに所要の移行期間を設け、その間に農業者が青色申告の実施や他の引受方式の利害得失を検討できるようにする。

＜収入保険制度の実施主体、農業共済団体のあり方＞

- ・ 収入保険制度の実施主体は、
 - ① 母集団を確保するため、全国をカバーできる事業エリアを有していること
 - ② 保険制度を公正に運営するため、農産物の価格形成や販売等に関与していないこと
 - ③ 保険業務に関するノウハウを有していること
 - ④ 農業に関する知識を有していることの４つの要件を満たす必要がある。この観点から、農業共済団体が新たに設立する全国組織を念頭において法案の準備を進める。
- ・ 民間のノウハウも活用して農業者へのサービス向上を図るため、実施主体は民間損保会社と積極的に技術的な連携を図る。
- ・ 併せて、農業共済団体については、組織の効率化やガバナンスの強化を図るため、国による検査の実施、収入保険事業を行う場合の秘密保持義務等を措置する。

＜その他＞

- ・ 以上の基本的方針に即して今後細部を詰めていき、必要な法案を次期通常国会に提出する。
- ・ 制度については一定期間経過後に見直すこととし、法案の作成に当たっては、今後の制度の見直しを円滑に行えるよう措置する。

別記 1 収入保険制度の具体的な仕組み

<対象者等>

(1) 対象者

- ・ 個々の農業者の収入を正確に把握するため、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）を対象とする。
- ・ 基準収入との関係では、平均的な収入を適切に把握する観点から、青色申告を5年間継続している農業者を基本とするが、青色申告（簡易な方式を含む。）の実績が加入申請時に1年分あれば加入できるようにし、その際、5年間の青色申告実績がある者との違いも考慮し、補償限度額は申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく等の措置を設けてスタートする。
- ・ なお、加入するかどうかは、農業者の選択に委ねる（任意加入）。

(2) 収入の把握方法

- ・ 農業者が、自己申告により、農産物の販売金額等を記載した加入申請書や補助フォーム（青色申告書の販売金額を農産物の種類ごと等に区分するための書類）とともに、青色申告書等の税務関係書類を提出し、実施主体が、内容をチェックする。

<対象収入>

- ・ 所得を対象とするとすれば、コストを正確に把握する必要があるが、コストは個人が左右できるものであり、合理性の確認が難しいことから、所得ではなく、農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体を対象とする。
- ・ 農産物の販売収入の算定の考え方については、以下のとおりとする。
 - ① 加工品については、農産物以外の原材料も用いられているため、販売収入に含めない。ただし、精米、荒茶、梅干し、畳表など税法上農業所得として扱われているものについては、農産物に含める。

なお、自ら生産した農産物を加工する場合には、税の仕組みと同様に、農産物を加工原材料として販売したとみなした代金を、農産物の販売収入に含める。

また、在庫についても、税の仕組みと同様に、農産物の販売収入に含める。
 - ② 補助金は、政策判断で改廃されるものであり、保険には馴染まないことから、販売収入に含めない。

ただし、コスト割れを補填する畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金等の数量払については、実態上、販売収入と一体的に取り扱われているため、販売収入に含める。

＜対象要因等＞

（１）対象要因

- ・ 制度の趣旨から、自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象とする。ただし、保険金支払の公正を確保するため、捨て作りや意図的な安売り等は対象外とする。

（２）保険金の不正受給防止策

- ・ 保険金の不正受給を防止するため、農業者は、災害等の事故発生時に実施主体に通知等を行うとともに、実施主体は、必要に応じ、現地調査等を実施する。
- ・ また、不正があった場合は、保険金を支払わないほか、重大な不正があった場合は、翌年以降の加入を禁止する。

＜補償内容＞

（１）基準収入

- ・ 補填の基準となる基準収入の設定の考え方については、以下のとおりとする。
 - ① 農業者個々の収入を用いるため、収入を意図的に下げること防止する観点から、過去５年間の平均収入（５中５）を基準収入とすることを基本とする。
 - ② ただし、当年の経営面積を過去よりも拡大する場合や、過去の収入金額に一定の上昇トレンドの実績が確認できる場合等は、当年の営農計画に基づく期待収入を上限として基準収入を上方修正する。
 - ③ また、当年の営農計画に基づく期待収入が５中５よりも低くなると見込まれる場合は、期待収入を基準収入として設定する。

（２）補償限度額及び支払率

- ① 基準収入を少しでも下回った場合に補填するとすれば、事務コストが増嵩し、保険料も高くなるため、当年の収入が基準収入の９割水準（５年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額）を下回った場合に補填する。
- ② また、当年の収入が補償限度額を下回ることが明らかになった以降に経営努力を怠ることを防止するため、補償限度額を下回った額の９割（支払率）の補填金を支払う。
- ③ 補償限度額及び支払率は、農業者が保険料負担を勘案して補償内容を選択できるようにするため、一定の上限の下に複数の選択肢を設ける。

（３）補填方式

- ・ 保険料が経営にとって過度な負担にならないようにするため、掛捨ての保険方式と掛捨てとならない積立方式の組み合わせとすることを基本とする。また、補填のタイプを選択できるようにする。

（４）保険料・積立金

- ・ 保険料・積立金は、全経営体共通のものとして設定する。
- ・ 農業者の保険料負担を軽減するため、保険料は危険段階別に設定し、保険金の受領が少ない者の保険料率は段階的に下げる仕組みとする。
- ・ 保険料については50%、積立金については75%の国庫補助を行う。
- ・ また、農業者の負担が軽減され、加入促進に資するため、現行の農業災害補償制度と同様の措置を講ずるなど税制面のメリットについて検討する。

＜加入・支払時期＞

- ・ 加入・支払時期については、税制度と整合した簡素な仕組みとすることにより、農業者にとって手間やコストの掛からないようにするため、以下のとおりとする。
 - ① 収入算定期間は、個人は１月～12月、法人は事業年度の１年間とする。
 - ② 原則として、収入算定期間の開始前までに加入申請を行い、保険料・積立金を納付する。
 - ③ 補填金の支払は、収入算定期間終了後の税申告後（個人は翌年３月～６月）とする。

ただし、損害の発生から補填金の支払までの間の資金繰りに対応するため、簡易な審査など使い易い融資を措置する。

＜政府再保険＞

- ・ 不測時に、農業者に確実に保険金が支払われるようにするため、政府再保険を措置する。

＜その他＞

- ・ 制度実施後も、データの蓄積を進めるとともに、農業者のニーズを把握しながら、甚大な被害への対応のあり方等を含め、改善点について、引き続き検討していく。

別記2 農業災害補償制度の見直し

<農作物共済の当然加入制の取扱い>

- ・ 農作物共済の当然加入制については、食糧管理法が廃止されるなど制度自体の前提が変化していることに加え、収入保険制度やナラシなどの経営安定対策が全て任意加入制となっていることを踏まえ、任意加入制に移行する。

<収穫共済（農作物共済、畑作物共済、果樹共済）の取扱い>

（１）引受方式

- ① 一筆方式及び樹園地単位方式については、現在普及した制度ではあるものの、農業者による損害評価やいわゆる「坪刈り」による査定方式など将来に向けて継続することが困難な状況となっているため、効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、所要の移行期間を設けた上で廃止する。

その際、農作物共済の全相殺方式及び半相殺方式に、収穫量の減少が50%以上のほ場について坪刈り等を要せずに50%減収として共済金を支払う仕組み（一筆半損特例）を設けて、従来一筆方式に加入していた者が円滑に移行できるようにする。

更に、コストのかからない選択肢として、統計データを用いて共済金を支払う方式（地域インデックス方式）を創設する。農作物共済のこの方式にも前述の一筆半損特例を設ける。

- ② 果樹共済の特定危険方式については、農業者が将来発生するリスクを予見することが困難であることから、制度の周知のための所要の移行期間を設けた上で廃止する。

園芸施設共済の被覆している期間だけの短期加入のオプションについても、同様の理由で、制度の周知のための所要の移行期間を設けた上で廃止する。

（２）補償割合

- ・ 畑作物共済及び果樹共済の補償割合については、農業者が掛金負担を勘案して補償内容を選択できるようにするため、農作物共済と同様、一定の上限の下に複数の選択肢を設ける。

＜家畜共済の取扱い＞

- ・ 家畜共済については、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、以下の見直しを行う。
 - ① 家畜共済を死廃共済と病傷共済に分離して、一方のみの補償及び別々の補償割合を選択できるようにする。
 - ② 死廃事故の補償金額について、日々価値が増加する肥育牛等は、期首ではなく、事故発生時の資産価値で評価する。
 - ③ 家畜の異動の都度、農業者が申告する現在の方式を廃止し、期首に年間の飼養計画を申告し、期末に掛金を調整する方法に簡素化する。
 - ④ 国の再保険金については、現在は共済事故１件ごとに支払う仕組みであるが、他の共済と同様、年間の共済金支払が一定水準を超えた場合に支払う方式に変更する。
 - ⑤ 初診料以外の診療費が全額補償され事故低減のインセンティブにつながらない現在の病傷事故の共済金については、制度の周知のための所要の移行期間を設けた上で、初診料を含めた診療費全体に一定の自己負担を設ける。
 - ⑥ 原則として共済金の請求ができない家畜導入後２週間以内の事故については、請求できる事例（外傷等）を周知徹底する。また、共済加入者間で取引された家畜については、導入前の家畜の飼養状況について共済組合によるチェックが行われていることから、請求できることとする。
 - ⑦ 共済に加入している農業者から家畜商が購入し、と畜場で牛白血病と診断された場合は、農業者自らが出荷した場合と同様、共済金の対象とする。

＜掛金の取扱い＞

- ・ 掛金については、農業者の負担軽減のため、現在一部の共済組合で実施されている危険段階別に設定する方式（危険段階別共済掛金率）を全ての共済組合で導入する。
- ・ 共済組合ごとに実施され、事故低減のインセンティブが小さい無事戻しについては、所要の移行期間を設けた上で廃止する。

なお、移行期間中において無事戻しを行う場合は、漁業共済と同様、農業者及び国の双方に払戻しをする。